2024 年度 奴隷及び人身取引に関する表明（仮訳）

株式会社商船三井（以下「商船三井」という）及び MOL（EUROPE AFRICA）LTD（以下「MOLEA」という）は、英国現代奴隷法第 54 条(1)に基づき、2024 年会計年度について、商船三井及び MOLEA の取締役会の承認を得て本声明を公表します。商船三井及び MOLEA を含む商船三井のグループ会社を総称し、「商船三井グループ」と呼びます。

1. 会社概要

商船三井

商船三井は、1884 年に設立し、東京に本社を置いています。2025 年 3 月 31 日現在、世界 53 か国・地域に跨る拠点を通じて事業を行っており、連結決算対象会社数は 579 社、連結従業員数は 10,500 人です。

当社の会社概要及び組織の詳細については、当社ウェブサイトをご参照ください。

（https://www.mol.co.jp/corporate/profile/）

（https://www.mol.co.jp/corporate/organization/）

MOLEA

MOLEA は、商船三井の 100%出資子会社として 1989 年に設立し、ロンドンに拠点を置いています。2024 年 12 月 31 日現在、欧州及びアフリカ地域を中心に事業を行っており、従業員数は 188 人です。

2. 事業内容

商船三井グループは、「青い海から人々の毎日を支え、豊かな未来をひらきます」というグループ企業理念のもと、海運事業を中心に、海洋事業、洋上風力発電関連事業、ターミナル・ロジスティクス事業、フェリー・クルーズ事業、不動産事業といった、様々な社会インフラ事業を世界中で展開し、事業活動を通じて社会課題の解決に向けた取り組みを推進しています。

商船三井グループの事業については、当社ウェブサイトをご参照ください。

（https://www.mol.co.jp/services/）

3. バリューチェーン概要

商船三井グループは、海運事業を中心に事業を運営しており、そのバリューチェーンは、船舶の設計・建造及び調達から、燃料油・船用品の調達、また港湾における荷役・オペレーションや、船舶の保守・処分まで、多岐にわたります。商船三井グループはこうしたバリューチェーンにおける各ビジネスパートナーの皆様とともに事業を展開するにあたり、後述する各種ポリシーに基づいた適切な対応や公正な関係構築に努めています。

（https://www.mol.co.jp/sustainability/governance/procurement/）

4.　奴隷労働及び人身取引等の防止に関する方針

商船三井及び MOLEA は、以下のポリシー等に基づき、商船三井グループ及びバリューチェーン上の奴隷労働・人身取引等、いかなる形の現代奴隷も一切容認しません。

商船三井グループ人権方針

商船三井グループは、人権を尊重することはすべての事業活動において優先されるべき事項であると認識し、当社グループの人権尊重に対する姿勢を明確にすべく、2022 年 3 月に「商船三井グループ人権方針」を策定、2024 年 6 月に改定いたしました。

本人権方針では、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」及び 2005 年日本の船会社で初めて参加した「国連グローバル・コンパクト」の 4 分野 10 原則を尊重すること、並びに、「国際人権章典」、「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関宣言」、「OECD 多国籍企業行動指針」、及び船員の労働に関する基本的権利を定めた「2006 年の海上の労働に関する条約」等に規定された人権を尊重することを表明しています。また本人権方針は、商船三井グループの事業活動に関連する、すべての取引先の皆様にも支持頂くことを期待しております。

すべての事業活動における人権を尊重するとともに、ステークホルダーとの対話を図りながら、人権尊重にかかる取り組みを推進し、グローバルでの持続可能な社会の実現に貢献します。

（https://www.mol.co.jp/sustainability/governance/human/）

商船三井グループ行動基準

商船三井グループではより良い職場環境の実現による社業の向上と、当社グループを取巻く様々なステークホルダーの共感も得ながら継続的に企業価値を高めるべく、役職員(契約社員・派遣社員含む、以下同様)が守るべき「行動基準」を定めています。

（https://www.mol.co.jp/sustainability/governance/compliance/）

この「行動基準」の中で「2. 人権の尊重及び差別･ハラスメントの禁止」として、人権の尊重・差別・ハラスメントの禁止、世界各国における文化や慣習の尊重等の地域社会との調和について言及されており、商船三井は、バリューチェーンにおける人権を侵害する労働慣行の是正や、奴隷労働・人身取引に関する法律の遵守に努めています。

また、MOLEA においても就業規則で「行動基準」を定めており、現代奴隷制度のリスクを減らすために従業員が従わなければならないルールについて規定しております。

商船三井グループ調達基本方針・取引先調達ガイドライン

お客さまのサプライチェーンの一端を担う企業グループとして、「商船三井グループ調達

基本方針」を策定し、法令・社会規範の遵守、環境・資源の保全、人権の尊重と安全性追求に配慮しながら、公正で公平な調達活動を推進する旨を明文化しています。
また本調達基本方針に基づき、全ての取引先の皆様にご協力をお願いする事項をまとめた「商船三井グループ取引先調達ガイドライン」を策定しています。このガイドラインは、差別禁止、非人道的な扱いの禁止、最低生活賃金の保障、長時間労働撲滅、強制労働撲滅、児童労働撲滅、結社の自由と団体交渉権といった人権に関する項目を含みます。当社グループがバリューチェーンの透明性・持続可能性をさらに高めるために、全ての取引先の皆様に本ガイドラインの理解・遵守をお願いしています。
（https://www.mol.co.jp/sustainability/governance/procurement/）

5.　奴隷労働及び人身取引等の防止に関する取り組み

人権デューデリジェンス

商船三井グループは、商船三井グループ人権方針に基づく「人権デューデリジェンス」の仕組みを構築し、当社グループのバリューチェーンにおける人権への負の影響及びそのリスクを把握・低減するための活動を実施しています。経営会議の下部機構であるサステナビリティ委員会による監督・指示の下、人権課題の特定、改善措置の実施、効果検証、進捗開示の PDCA サイクルを回しながら本取り組みを強化し、奴隷労働及び人身取引等の防止に努めます。
2024 年度は、「外航海運業(船員)」及び「ロジスティクス事業」における取り組みを推進しました。外航海運業(船員)では、調査結果をもとに人権課題の特定を行い、労働時間に関しては関係部との対策協議会を設置し具体策を検討、また、ハラスメントや救済へのアクセスに関しては船員向け研修を行う等、改善に向けた取り組みに着手しました。ロジスティクス事業では、リスク把握のための机上分析ワークショップや従業員へのヒアリングを通して、労働安全や救済へのアクセス等の人権課題の特定を行いました。
（https://www.mol.co.jp/sustainability/governance/human/）

救済プログラム

商船三井グループでは、各種相談・通報窓口を設けています。
当社グループの役職員に対しては、コンプライアンス全般（独占禁止法関連、腐敗行為全般、人権等を含む）に関する社内・社外相談窓口等を設置しています。社外相談窓口は、社外の弁護士がその任に当たり、受け付けた内容をコンプライアンス委員会事務局に報告するとともに、それ以降の報告・相談者と会社との間の連絡を取り次ぎます。いずれの窓口でも匿名での相談を受け付けており、報告・相談者の秘密は厳守されます。
また、違反行為の報告・相談者、あるいは調査協力者に対し、不利益な処遇がなされないことが保証されています。
また、お客様・お取引先様等、社外ステークホルダーの皆様に対しては、上記窓口に加え、

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に準拠して人権に関わる幅広い苦情・通報を受け付ける社外相談窓口を設置しています。
（https://www.mol.co.jp/sustainability/governance/human/）

バリューチェーンマネジメント

商船三井グループは、持続可能な事業活動を実現するために、バリューチェーン上の環境・人権・贈収賄をはじめとした腐敗防止等のサステナビリティ全般に関わるリスクの把握・低減に向け、バリューチェーンマネジメントを実施しています。
この取り組みでは、取引先の皆様に「商船三井グループ取引先調達ガイドライン」を遵守いただくことを目指すと共に、同ガイドラインに基づく取り組み状況の調査を実施します。調査の結果、重大な課題が確認された場合は、専門家や NGO 等とも連携をしながら今後の対策を取引先とともに考え、奴隷労働及び人身取引等の防止を含む人権課題への対応、及びサステナビリティ全般に関わるリスクの低減に努めます。
2024 年度は、2023 年度に傭船船主・造船所に対し行ったアンケート調査の結果に関してフィードバックを行い、昨今の人権尊重の社会要請の高まりを受けた人権デューデリジェンス実施プロセスや救済メカニズムの整備といった具体的な取り組みについてご案内した他、ビジネスにおける人権の重要性に関する e-learning 教材を提供しました。
また、シップリサイクルにおいては、労働安全、環境保全、設備の維持・運営、人権配慮等、様々な観点を取り入れた当社グループ独自のシップリサイクルヤード選定基準”Superior Shiprecycling Standards“(以下「SSS」という)を運用しています。SSS を基に書面調査・現地調査（ヒアリング・実地確認）を実施し、人権侵害や懸念が検知されていないことが確認できたヤードを選定・起用しています。
2024 年度は、大型船の主要解撤ヤード集積地であるインド・バングラデシュのヤードを中心に SSS への適合状況確認の現地調査を実施した結果、16 ヤードを改めて選定しています。今後も当社選定ヤードへの定期的な追跡確認、新規選定候補ヤードの調査を行い、設備・運営面等とともに人権の観点でも確認を継続します。
（https://www.mol.co.jp/sustainability/governance/procurement/）

6.　奴隷労働及び人身取引等の防止に関する研修

商船三井では、日常業務において人権への意識を浸透させるべく、入社時の研修並びに階層別研修において、人権方針の説明を実施し遵守を促すとともに、差別、ハラスメント、児童労働等、様々な人権に関する啓発を行っています。
2024 年度は、人権方針の遵守及び当社グループ事業のバリューチェーン上で発生しうる人権リスクについての理解促進を目的として、国内外全グループ役職員を対象に人権 e-learning を実施しました。
MOLEA では、入社時に奴隷労働・人身取引に関する法令の理解を義務付け、2024 年度は

法令遵守の呼びかけを強化しました。

7. 今後の取り組み

商船三井グループは、バリューチェーン上の人権への負の影響を特定し、予防・軽減すべく、バリューチェーンマネジメント及び人権デューデリジェンスの取り組みを進めるとともに、救済プログラムの拡充に取り組みます。また、当社グループ役員・従業員の理解を深めるべく、研修などの取り組みを強化します。

2025 年度は、2024 年度に実施した人権デューデリジェンスにおける取り組み、具体的には外航海運業(船員)の労働時間に関する取り組みを深化させ、またロジスティクス事業においては特定された人権課題である労働安全や救済へのアクセス等に対する改善策を検討・実行します。また、当社グループ役員・従業員の理解を深めるべく、引き続き関連する研修の実施を行います。

MOLEA では、役員・従業員を対象とした人権に関する e-learning・奴隷法を含むコンプライアンスセミナーを行います。

また、当社グループの事業活動において直接または間接的に人権侵害が生じた場合は是正救済に向けて適切な対処を行うよう取り組みを推進してまいります。

尚、当社グループの人権にかかる取り組みについて説明責任を果たすため、ウェブサイト等を通じて、定期的に情報開示を行ってまいります。これらの取り組みを通じて、奴隷労働及び人身取引等の防止を含む監視強化に努め、社会的責任を着実に果たし、ステークホルダーと信頼関係を築きながら、持続可能な社会づくりに貢献していきます。

本声明は 2025 年 6 月 24 日に商船三井の取締役会の承認を得ており、2025 年 6 月 24 日に MOLEA の取締役会の承認を得ております。

2025 年 6 月 24 日
株式会社商船三井
代表取締役 社長執行役員
橋本 剛

MOL (EUROPE AFRICA) LTD
Chairman & Managing Director
Tatsuro Watanabe